

第三者行為によりケガや病気をしたとき

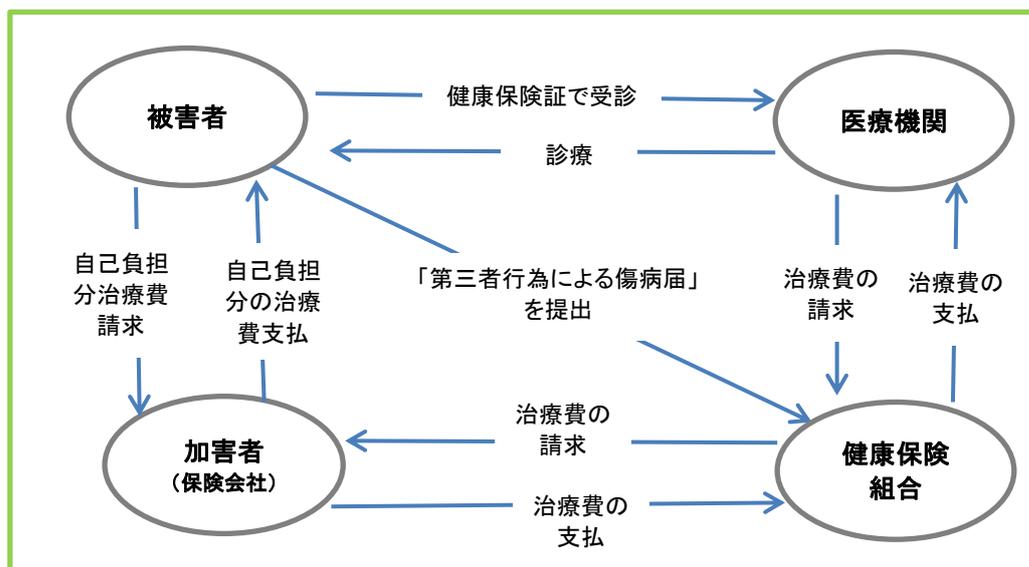
第三者行為が原因でケガや病気をし、その治療の際、健康保険証を利用した場合は、**当健康保険組合へご連絡ください。**

● 第三者行為となる場合

主な事例は、交通事故ですが、以下の場合も第三者行為に該当します。

- ・不当な暴力等によりケガをさせられたとき
- ・他人の飼い犬等によりケガをしたとき
- ・飲食店などで食中毒にあったとき

健康保険組合では、保険給付の範囲内で加害者あるいは、加害者の保険会社へ医療費を請求します。第三者行為となった場合、その状況、及び加害者の情報等を「第三者行為による傷病届」に記載の上、当健康保険組合へ提出ください。過失割合の大小に関わらず、健康保険証を利用した場合は、提出が必要です。



事故の原因によっては、保険給付の対象ではない、あるいは、給付が制限される場合があります。当健康保険組合へご相談ください。

● 業務上、通勤途上での事故の場合

労働者災害補償保険が適用されることとなりますので、各事業所担当者へお問い合わせください。

● 給付制限となる場合

健康保険法第117条に「鬭争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係わる保険給付はその全部又は一部を制限する。」とあり、第三者行為によるケガに該当するときでも、飲酒運転、ケンカなどでケガをしたときは、保険給付に制限を受けることがあります。